平成２９年（フ）第５２４２号
東京都江東区牡丹３丁目18―11―202
債務者　板垣　光弘
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５２４３号
東京都中野区上鷺宮３丁目14―15　区営上鷺宮３丁目アパート　203
債務者　岡田真由美
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３号
栃木県栃木市岩舟町静112番地１　宮田アパートＣ棟、従前の住所栃木県栃木市大平町西野田2006番地18　佐山アパート２号
債務者　早川　孝子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第５３９号
東京都八王子市館町276番地１ワンエイティプラザ202号
債務者　土屋　雄助
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６６３号
東京都東村山市栄町２丁目23番地４サンライズマンション久米川502
債務者　小西亜紀子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５６６号
東京都町田市高ヶ坂３丁目36番Ｂ１―50号
債務者　髙畠　正人
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２４９号
栃木県宇都宮市竹林町805番地
債務者　小田　一博
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６３号
栃木県宇都宮市下戸祭２丁目９番５号　レジデンス元町403
債務者　丸山みゆき
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５１９９号
東京都中野区弥生町２丁目５―16―704
債務者　廣田　勝利
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５２３５号
東京都小金井市前原町３丁目35―30　グリーンヒルズⅡ2106
債務者　長井　未夕
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４４号
東京都羽村市羽東２丁目19番23号ガーデンヒルズ106
債務者　門井　愛美
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月20日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６５３号
東京都国分寺市本町３丁目６番12号ふらっと瀬村パート１　406
債務者　小山内久美子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月20日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６０１号
東京都武蔵村山市残堀２丁目84番地の１ルージュモア201号
債務者　星野　航太
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６１２号
東京都西東京市南町３丁目17番26号いずみ荘202号
債務者　加藤　　明
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２１５号
静岡県磐田市見付2150番地１フローラ美登里Ａ―201、前住所静岡県磐田市立野2009番地５エルディム豊田202
債務者　川島　陽子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係